日本・スイス経済連携協定の概要



「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」の意義

- 一我が国にとって、欧州の国との間の初の協定。経済分野における両国の一層の関係強化に寄与。
- ー日スイス両国の関税の撤廃・削減による市場アクセスの改善。
- 原産地証明制度について、従来の第三者証明制度に加え、我が国のEPAでは初めて認定輸出者による原産地申告制度を導入。
- ーサービス貿易、投資及び知的財産分野においても高いレベルの成果。また、我が国のEPAでは初めて電子商取引章を設置。

物品貿易

往復貿易額の99%以上を占める物品の関税を発効10年以内に撤廃

スイス市場へのアクセスの改善 (日本からの輸入額の約99%が無税)

鉱工業品: すべての品目につき即時関税撤廃

農林水産品:清酒、盆栽、長いも、メロン、干し柿、味

噌等について即時関税撤廃

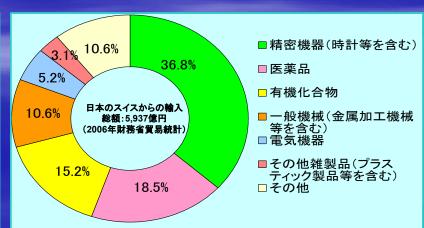
日本市場へのアクセスの改善 (スイスからの輸入額の約99%が無税)

鉱工業品: <u>ほぼすべて</u>の品目につき<u>即時関税撤廃</u> 農林水産品:

- ・インスタントコーヒー、アロマオイル、食品添加物(ペクチン)等: 即時関税撤廃
- ・一部のスイス特産のナチュラルチーズ、チョコレート等:関税割当
- ・ワイン:段階的関税撤廃

日スイス間の貿易構造





交渉の経緯

2005年4月

政府間共同研究会の 開始を決定 (首脳会談)

2005年10月~06年11月 共同研究会を5回開催

2007年1月

交渉開始を決定 (首脳電話会談)

2007年5月~08年6月 7回の交渉会合

2008年9月 第8回会合の結果を受け大筋合意

<u>2009年2月</u> 署名

その他の主な分野

〇原産地規則

原産地証明について、第三者証明制度に加え、我が国のE PAでは初めて認定輸出者による原産地申告制度を導入。

<u>O投資</u>

許可段階の内国民待遇、公正衡平待遇、アンブレラ条項、 パフォーマンス要求の禁止等を盛り込んだ投資の保護の強 化及びより自由な投資の枠組みを整備。

〇サービス貿易

市場アクセス、内国民待遇等につきネガリスト方式で現行の規制水準を約束する等、WTOを大きく越える自由化を約束。

<u>〇知的財産</u>

幅広い分野における知的財産の保護及び強化並びに模倣品・海賊版対策を含む権利行使の面での協力について従来の国際約束を上回る内容を規定。

〇自然人の移動

スイス側は日本の現地法人の取締役の国籍要件の撤廃、 滞在許可証の人数制限を我が国には適用しないこと等を約 束。

〇税関手続

税関手続の透明性を確保するとともに、税関手続の簡素 化・調和を通じた貿易の円滑化及び効果的な取締りの確保の ため、協力・情報交換を推進。

〇電子商取引

我が国のEPAでは初めて電子商取引章を設置し、電子商取引の促進の観点から、WTOにおける電子送信に対する関税不賦課の恒久化へ向けた協力、デジタル製品の無差別待遇等について規定。

<u>〇競争</u>

反競争的な行為を規制するため、双方の競争当局が適切な措置を執ることを確認するとともに、当局間の具体的な協力手続等について規定。

<u>〇経済関係緊密化</u>

経済関係緊密化について協議する枠組みとして、政府関係 者に加えて民間部門も参加する経済関係緊密化小委員会を 設置することに合意。

今後の予定

署名後には、日本、スイス双方で国会の承認を得て、できるだけ早期の協定発効を目指す。